

お知らせします

紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や教育振興などのため、次の方からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます(敬称略)。
羽山砕石(株)代表取締役井上勝次

介護保険サービスを利用した皆さんに「介護給付費のお知らせ」を送付します

「介護給付費のお知らせ」は、利用したサービス内容や費用、利用者負担額などが記載されているものです。サービス利用票や領収書と照らし合わせ、確認をお願いします。※介護給付費通知書は費用の請求やお支払いの通知ではありません。

発送月	サービス提供月
7月下旬	平成23年12月～平成24年3月分
11月下旬	平成24年4月～平成24年7月分
平成25年3月下旬	平成24年8月～平成24年11月分

☎長寿課 ☎22-1361

介護保険負担限度額認定には申請が必要です

介護保険施設入所者や短期入所生活介護(ショートステイ)利用者のうち、介護保険負担限度額(施設利用に係る居住費・食事代の負担額)認定を受けている方は、6月30日が認定期間満了日です。引き続き認定が必要な方は申請が必要です。

利用者負担段階	対象となる方
第1段階	・本人および世帯全員が住民税非課税であって、高齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者
第2段階	・本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が、80万円以下の人
第3段階	・本人および世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の人

●申請期日 申請した月の1日にさかのぼって認定されます。必要なのは早めの申請をお願いします。

☎長寿課 ☎22-1361

平成24年度国民年金保険料免除申請受付を開始します

保険料の免除申請は、継続審査の方を除き、毎年申請が必要です。また、平成23年中の所得を申告していない方は申告が必要です。

免除や猶予を受けず未納のままにしておく、障害年金や遺族年金も受けられない場合があります。未納のままにせず、ご相談ください。

●対象期間 平成24年7月から平成25年6月分

●受付期間 7月2日(月)～※平成23年度(平成23年7月から平成24年6月分)の受付は7月31日(火)で終了します。

●免除の種類 全額、一部(4分の3、半額、4分の1)、若年者納付猶予(30歳未満の方)

●申請に必要な物 ①年金手帳、②印鑑、③平成23年3月31日以降に離職した方は「雇用保険受給資格者証」など、④平成24年1月1日時点の住民票が本市以外の方は、その市区町村からの「平成24年度所得証明書(免除申請用)」

※③④は配偶者と世帯主の分も必要。

☎大河原年金事務所 ☎0224-51-3113

市民課 ☎22-1312

水道メーターを無料でお取り替えします

ご家庭や事業所などに設置している水道メーターは市の所有物で、その有効期間は計量法に基づき8年です。今回、有効期間の満期を迎えるメーターを、市で委託した業者が該当するお宅を訪問し、無料で取り替え作業を行います。

●作業日程 ①7月11日(水)～24日(火)、②8月17日(金)～24日(金)

☎上下水道事業所 ☎25-5522

クマの出没に注意してください

白石市内において、クマの出没が確認されています。山などに入る時は音の出る物を携行し、十分気を付けてください。クマを目撃した場合は農林課にご連絡ください。

☎農林課 ☎22-1253

平成23年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況

情報公開制度の実施状況

情報公開制度は、市民の皆さんの請求によって、市が保有する公文書を、閲覧のほか写しを交付して公開する制度です。

区分	件数
開示	4件
部分開示	1件
非開示	0件
その他(※)	1件
不服申し立て	0件
情報の提供	314件

※その他：存否応答拒否、不存在、取り下げ

個人情報保護制度の実施状況

個人情報保護制度は、市が保有している個人情報を適正に取り扱い、市民の皆さんの個人情報に関する権利と利益を保護するための制度です。

区分	件数
個人情報取り扱い業務	361件
開示等請求	0件

☎総務課 ☎22-1331

守られていますか？あなたの人権

人権擁護委員は あなたのまちな身近な相談パートナー

7月1日付けで、市内在住の国分由美さんが、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。現在、国分さんを含めた9人の委員が、交代で人権に関する相談や幼稚園・小中学校などで人権教室を行うなど、命の尊さや思いやりの大切さへの理解を深めてもらう活動を行っています。

※定例相談は38ページに掲載しています。

☎生活環境課 ☎22-1314

仙台法務局で出前講座無料で職員を派遣します

仙台法務局の職員が皆さんのご都合の良い場所に向いて、登記制度や人権擁護などについて、分かりやすく説明します。開催希望日3週間前までに、所定の申込書で申し込みください。申込書は、最寄りの法務局または仙台法務局ホームページで取得できます。

●日時 平日10:00～16:00

☎仙台法務局民事行政調査官室

☎022-225-5720

国民健康保険(国保)税納税通知書、後期高齢者医療保険料・介護保険料決定通知書を送付します

●申請・問い合わせ先 税務課 ☎22-1313

国民健康保険税(7月中旬発送)

●平成24年度の税率など

平成24年度の税率や課税限度額に変更はありません。

●納税義務者

納税義務者は世帯主です。世帯主が社会保険などの加入者、または75歳になり後期高齢者医療制度に加入となっても、同じ世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主あてに納税通知書が届きます。

●特別徴収と普通徴収

65歳以上74歳未満の加入者で構成されている世帯の国保税は、世帯主の年金から天引き(特別徴収)となる場合があります(納付書や口座振替での納め方は普通徴収)。

年度の途中で普通徴収から特別徴収に切り替わることがあります。納税通知書の2ページ目で納付方法をご確認ください。

なお、納付状況などで特別徴収から普通徴収に変更できます。

●年度の途中で世帯主が75歳となる世帯の保険税の納付方法

平成23年度の保険税が年金天引きとなっていた世帯で、平成24年度中に世帯主が後期高齢者医療制度に加入となった場合、平成24年度の保険税は、世帯主の年金から天引きされません。

納付書や口座振替での納付となりますのでご注意ください。

●軽減制度

世帯主と加入者の前年中の所得に応じて税額が軽減される制度があります。申請は不要ですが、対象者の中に1人でも所得の申告をしていない方がいると、軽減が受けられない場合があります。

所得による軽減のほかに、国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、経過措置が適用されます。

※社会保険の被保険者本人だった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入する場合は申請が必要です。

●非自発的失業者軽減制度

倒産や解雇などによる離職者は、軽減制度が適用されます。雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職者)や特定理由離職者(雇止めなどによる離職者)で、離職日時点で65歳未満の方が対象です。

軽減は、離職の翌日から翌年度末までの期間で、前年の給与所得を100分の30として保険税を算定します。申請には、雇用保険受給資格者証と印鑑が必要です。

後期高齢者医療保険料(7月中旬発送)

●平成24年度の保険料額

4月の広報でお知らせした通り、平成24・25年度の保険料率などが次の通り決定しました。

・均等割額 40,920円
・所得割額 所得×8.30%

※限度額 55万円

●軽減制度

世帯主と加入者の前年中の所得に応じて保険料が軽減される制度があります。また、社会保険(建設国保などは除く)の被扶養者だった方も軽減が適用され、あらかじめ軽減された保険料で通知書が送付されます。

●納付方法

保険料の納め方は、国保税と同様に特別徴収と普通徴収があります。納め方は個人ごとに異なりますので、通知書の3ページ目でご確認ください。年金天引きとなっている方でも、申し出により口座振替に変更できます。申請する場合は、通帳と金融機関への届け出印をお持ちください。

介護保険料(7月初旬発送)

介護保険料額決定通知書を、はがきまたは封書で発送します。

●平成24年度の保険料額

4月の広報でお知らせした通り、平成24年度は保険料が改定となり、「基準額」をもとに皆さんの所得などに応じて段階的に決定します。

・第1段階 26,400円
・第2段階 26,400円
・第3段階 39,600円
・特例第4段階 47,500円

・第4段階 52,800円(基準額)
・第5段階 66,000円
・第6段階 79,200円

※特別徴収の方のうち、本年度の保険料額が決定したことにより10月以降分の天引き額を均等にするために、8月天引き分を変更し調整している場合があります。

東日本大震災による国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免期間が延長されました

震災により平成23年度保険税(料)の減免を受けていた方は、平成24年度の保険税(料)の減免期間が延長されます。減免期間の延長内容は次の通りです。

●平成24年度保険税(料)の全額を減免

①原発事故による避難

●平成24年4月分から9月分までに相当する保険税(料)額を平成24年度減免基準に基づき減免

②家屋の全壊・半壊など

③生計維持者の死亡

④震災による事業などの収入減

⑤震災による失業

●注意事項

・①に該当する方の納付書などは送付されません。

・②③に該当する方の納付書などは、減免後の金額で通知されます。

・④⑤に該当する方の納付書などは、減免前の金額で通知されます。引き続き平成24年度分の減免を受けるためには、再度、減免申請書などの提出・確認が必要です。

・平成24年4月1日以降に新たに被保険者となられた方で、①～⑤に該当する方は、平成24年度の減免申請書を提出しないと、減免を受けることができません。

・平成23年度で年金天引きであった方が減免を受けると、平成24年度の保険税(料)は、年金天引きがなくなる場合があります。その場合は、納付書や口座振替での納付となります。納付書などが手元に届いたら、納付方法などを確認し、納期限内の納付にご協力ください。